

別紙1

履 行 延 期 申 請 書

平成 年 月 日

歳入徴収官 運輸省自動車交通局長

住所

債管番号

氏名又は名称

電話番号

勤務先

自宅

下記の債務について承認しますので、下記の条件により履行期限を延長して下さい。
記

1 債 務 の 概 要		
債 務 者	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	職 業 又 は 業 務	
元 本 債 務 金 額		金 円
履行延期の特約等の承認ある日までに附されている利息、延滞金又は加算金		元本債務金額に対し平成 年 月 日から履行延期の特約等の承認がある日まで年5分の割合による金額
債 務 の 発 生 原 因		平成 年 月 日 において債務者が運行の用に供した自動車()により生じた事故について被害者 氏の請求に基づき、政府が平成 年 月 日損害のてん補をしたことによる。

2 履行期限を延期しなければならない理由

3 履行延期の特約等が承認された後における履行期限、延納利息及び延滞金		
履 行 期 限 等	履 行 期 限	履行期限ごとに履行すべき金額
	平成 年 月 日から同 年 月 日まで毎月 日限り 円	
履行延期の承認の日から附すべき延納利息		年8.25パーセントの割合による金額
延滞金		

4 担 保			
担保物件	種 類		
	数 量		
	金 額		
	所 在		
	そ の 他 担 保 の 状 況		
保 証 人	氏 名 又 は 名 称	職業又は業務	
	住 所		
	債務者との関係		
	保 証 金 額		
	資産の状況その他保証に関する必要な事項		

5 担保の提供及び債務名義の取得
国の指示するところに従い、担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な措置に応ずるとともに、これらの措置をとるために必要な費用を負担する。

6 その他の条件
(1) 国はこの債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。 (2) 国は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された履行期限を繰上げることができる。 (イ) 国において、債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。 (ロ) 債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。 (ハ) 債務者に次の事由が生じたこと。 1 強制執行を受けたこと。 2 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。 3 その財産について競売の開始があつたこと。 4 破産の宣告を受けたこと。 5 解散したこと。 6 債務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと。 7 上記の4から6に掲げる場合のほか、債務者の総財産についてその清算が開始されたこと。 (ニ) 債務者が履行延期の特約(処分)に附された条件に従わないとき。 (ホ) その他国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により当該延長に係る履行期限によることが不適當となつたと認めるとき。 (3) 国において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適當とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、国の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。 (4) 国において債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供し、又は延納利息を附する旨の請求をしたときは、その請求するところに従つて担保を提供し、又は利息を附して支払をしなければならないこと。